

事務連絡
令和3年1月26日

船員災害防止協会
会長 小島 茂 殿

国土交通省海事局
船員政策課長

QRコード付き交付申請書を利用したマイナンバーカードの積極的な
取得について（協力依頼）

貴団体におかれては、素から海事行政にご支援賜り、厚く御礼を申し上げます。

政府では、令和4年度末にほぼ全ての国民がカードを取得することを目指し、その普及に全力を挙げて取り組むこととしており、令和2年11月から令和3年3月まで、まだマイナンバーカードをお持ちでない方へ、地方公共団体情報システム機構より、QRコード付き交付申請書（以下、「交付申請書」という。）を順次送付いたします。

マイナンバーカードは、本年3月末までに申請いただければ、本年9月末までにマイナポイントの申込み及び申し込んだキャッシュレス決済サービスを用いてチャージ又は決済を行うことでマイナポイント（上限：5,000円分）を取得することができるようになります。また、本年3月から健康保険証としての利用が始まるなど、ますます便利なカードになります。さらに、マイナンバーカードの健康保険証利用は、企業の健康保険に係る事務のコスト縮減につながることを期待されます。

当該交付申請書は、右下にあるQRコードをスマートフォン等で読み取ることで、マイナンバーカードの申請がオンラインで簡単にできるものとなっております。

貴団体におかれましては、既に会員事業者に対してマイナンバーカードの積極的な取得について要請を行っていただいているところですが、今般の交付申請書の送付及び交付申請書を活用したカードの申請につきましても、会員事業者に対し周知いただきますようお願いいたします。

なお、会員事業者に対しては1月中に周知いただけますと幸いです。

記

- 1) 地方公共団体情報システム機構からの送付物については以下のホームページを参照下さい。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/sofubutsu/>

- 2) 周知に係る通知のひな形を用意しましたので、御活用下さい（別添）。
通知のひな形は、そのまま、貴団体の会員様へ発出いただけるよう、作成しています。
ご自由に御活用下さい。なお、貴業界や貴団体等の実態にかんがみ、適宜修正いただいて結構です。また、本依頼文書を添付していただいても差支えありません。